

実質化された人・農地プラン

〔注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大仙市	駒場地区 (中荒井集落、荒屋敷集落、羽黒堂集落、赤阪集落、柳持集落)	平成24年11月28日	令和2年3月13日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積		197.5ha
②地区の中心となる経営体への集積率	147.1ha	74.5%
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計		40.0ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計		16.5ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計		23.5ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計		26.9ha
(備考)		

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

40代の中心経営体も多く、中心経営体の平均年齢は約61.8歳と比較的若いですが、地区内面積に対して経営体数が不足している状況である。今後は話し合いにより中心経営体となり得る農家の掘り起こし作業を進めるとともに、法人や担い手間の連携による労働力確保等が可能となる仕組みづくりをしていく必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

40代の若手農業者と農業生産法人を中心とした農地集積を検討していく。

当地区は、長きに渡り地域全体で大豆の大規模団地化を推進するなど営農面での協力体制が構築されていることから、このような利点を生かしながら農地集積を進めていくこととする。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向			
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲	
認農法	非公表	水稻、大豆	27.7 ha	水稻、大豆	28.0 ha	荒屋敷集落	
認農		水稻、大豆	10.6 ha	水稻、大豆	11.1 ha	羽黒堂集落	
認農		水稻	5.1 ha	水稻	6.1 ha	羽黒堂集落	
認農		水稻、大豆	10.1 ha	水稻、大豆	11.0 ha	羽黒堂集落	
認農		水稻、小麦	6.9 ha	水稻、小麦	8.5 ha	羽黒堂集落	
認農		水稻、大豆	7.7 ha	水稻、大豆	8.0 ha	羽黒堂集落	
認農		水稻、花き	2.2 ha	水稻、花き	2.2 ha	羽黒堂集落	
認農		水稻、大豆	10.2 ha	水稻、大豆	11.6 ha	羽黒堂集落	
認農		水稻	3.2 ha	水稻	4.2 ha	赤阪集落	
認農		水稻、大豆	6.0 ha	水稻、大豆	7.0 ha	赤阪集落	
認農		水稻、枝豆	4.5 ha	水稻、枝豆	5.0 ha	赤阪集落	
認農		水稻、枝豆	3.4 ha	水稻、枝豆	4.1 ha	柳持集落	
認農		水稻、大豆	3.3 ha	水稻、大豆	3.3 ha	柳持集落	
認農		水稻、大豆	4.0 ha	水稻、大豆	4.7 ha	柳持集落	
認農		水稻、牧草	4.0 ha	水稻、牧草	4.8 ha	柳持集落	
認農		水稻	6.1 ha	水稻	6.2 ha	柳持集落	
認農		水稻、牧草	1.9 ha	水稻、牧草	2.3 ha	柳持集落	
認農		水稻、大豆	1.2 ha	水稻、大豆	9.0 ha	羽黒堂集落	
認農		水稻、大豆	6.7 ha	水稻、大豆	12.0 ha	羽黒堂集落	
認農		水稻	1.4 ha	水稻	1.4 ha	羽黒堂集落	
認農		水稻	3.2 ha	水稻	4.1 ha	柳持集落	
認農法		水稻、WCS	15.3 ha	水稻、WCS	16.5 ha	赤阪集落	
認農		水稻	0.4 ha	水稻	0.4 ha	羽黒堂集落	
認農		水稻	2.0 ha	水稻	2.5 ha	羽黒堂集落	
計	24人		147.1 ha		174.0 ha		

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>●農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、41筆、45,602㎡となっている。</p>
<p>●農地中間管理機構の活用方針 中心経営体への農地集積を図る際は、受け手が長期的視点で営農計画を立て経営基盤の安定化に繋がるよう、農地中間管理機構を活用した10年以上の契約により貸付けを進めていく。</p>
<p>●基盤整備への取組方針 1ha区画に整備されていない農地については、農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、必要に応じて農地耕作条件改善事業を活用しながら農業基盤の整備に取り組む。</p>
<p>●新規・特産化作物の導入方針 大豆の大規模団地化に地域が一体となって取り組んでいるほか、花きや枝豆といった収益性の高い園芸作物の生産に取り組んでいる地域であり、今後も生産拡大を目指していく。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
	貸付け	作業委託	売渡
1 別紙参照			
計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

別紙

(参考)農地の貸付等の意向(任意記載事項)

	地名地番	貸付区分(m ²)		
		貸付	作業委託	売渡
1	太田町駒場字清水向340	844		
2	太田町駒場字清水向342	2074		
3	太田町駒場字清水向357	3815		
4	太田町駒場字清水向358	3516		
5	太田町駒場字清水向364	1755		
6	太田町駒場字飯嶋229	191		
7	太田町駒場字飯嶋293	173		
8	太田町駒場字清水向155-1	106		
9	太田町駒場字清水向156-1	511		
10	太田町駒場字赤坂201-1	150		
11	太田町駒場字赤坂201-2	40		
12	太田町駒場字赤坂318	104		
13	太田町駒場字赤坂289	150		
14	太田町駒場字清水向205-1	215		
15	太田町駒場字清水向208-1	208		
16	太田町駒場字清水向346	3764		
17	太田町駒場字清水向349	3431		
18	太田町駒場字清水向352	4210		
19	太田町駒場字清水向353	5318		
20	太田町駒場字福田165-1	2951		
21	太田町駒場字福田167-1	2636		
22	太田町駒場字中村88-1	134		
23	太田町駒場字中村254-1	204		
24	太田町駒場字中村255	135		
25	太田町駒場字中村256	254		
26	太田町駒場字中村257	323		
27	太田町駒場字中村258-1	407		
28	太田町駒場字中村259-1	670		
29	太田町駒場字中村260-1	632		
30	太田町駒場字中村306-1	644		
31	太田町駒場字中村309-1	935		
32	太田町駒場字中村311-1	282		
33	太田町駒場字中村312-1	41		
34	太田町駒場字中村314	132		
35	太田町駒場字中村315-1	54		
36	太田町駒場字中村316-1	754		
37	太田町駒場字中村321-1	330		
38	太田町駒場字中村365-2	476		
39	太田町駒場字館腰198-1	826		
40	太田町駒場字館腰200-2	530		
41	太田町駒場字館腰247-1	1677		

実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大仙市	上堰地区(上南集落、上堰集落、相野集落、上北集落)	令和3年2月4日	令和4年3月23日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積		237.7ha
②地区の中心となる経営体への集積率	132.2ha	55.6%
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計		78.9ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計		44.8ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計		34.1ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計		27.0ha
(備考)		

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

中心経営体の平均年齢は約60歳と比較的若く農業生産法人もあるが、地区面積に対し中心経営体数が少ない状況である。今後は話し合いにより中心経営体となり得る農家の掘り起こし作業を進めるとともに、法人化や担い手間の連携による労働力確保等が可能となる仕組みづくりをしていく必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

上堰集落では既設の法人と40代の若手農業者が農地集積の中心的役割を担っている。後継者も比較的多い集落であることから、世代交代を図りながら中心経営体への集積を進めていく。また、隣接する基盤整備事業斉内地区との関連で、2法人が新設されたため、上堰プラン内農地も法人へ集積されるよう検討を進めていく。

相野集落は既設法人が農地集積の中心的役割を担っている。引き続き法人への集積を進めるとともに、近隣集落の担い手の協力も得ながら農地集積を進めていく。

上南集落の一部が令和4年採択予定基盤整備事業の受益範囲となっており、現在、集落型の法人化に向けて話し合いを進めているところである。法人化を実現し、基盤整備外の農地についても集積が図られるよう検討を進めていく。

上北集落は隣接する基盤整備事業斉内地区との関連で、令和3年度中に集落型法人を新設する予定としている。今後は上堰プラン内農地の集積についても検討していくとともに、個人担い手への農地集積も世代交代を図りながら進めていく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向			
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲	
認農	非公表	水稲	3.4 ha	水稲	5.2 ha	上南集落	
認農		水稲、大豆	2.0 ha	水稲、大豆	5.1 ha	上南集落	
認農		水稲、大豆	10.0 ha	水稲、大豆	10.5 ha	上堰集落	
認農		水稲、大豆	6.6 ha	水稲、大豆	7.1 ha	上堰集落	
認農		水稲、大豆	7.3 ha	水稲、大豆	9.3 ha	上堰集落	
認農		水稲、大豆	2.8 ha	水稲、大豆	3.1 ha	上堰集落	
認農		水稲、大豆	11.8 ha	水稲、大豆	12.0 ha	上堰集落	
認農		水稲、大豆	3.0 ha	水稲、大豆	4.3 ha	上堰集落	
認農法		水稲、大豆	9.2 ha	水稲、大豆	12.5 ha	上堰集落	
認農		水稲、大豆	6.1 ha	水稲、大豆	6.5 ha	相野集落	
認農		水稲、大豆	7.8 ha	水稲、大豆	9.4 ha	相野集落	
認農法		水稲、大豆	5.9 ha	水稲、大豆	9.3 ha	相野集落	
認農		水稲、大豆	6.5 ha	水稲、大豆	7.9 ha	上北集落	
認農		水稲、大豆	6.1 ha	水稲、大豆	6.2 ha	上北集落	
認農		水稲、大豆	3.4 ha	水稲、大豆	6.0 ha	上堰集落	
法		菌床	77,000 個	菌床	100,000 個		
認農		水稲、大豆	14.6 ha	水稲、大豆	15.2 ha	上北集落	
		花き	0.3 ha	花き	1.5 ha	上北集落	
認農		水稲	0.6 ha	水稲	0.6 ha	上南集落	
認農		水稲、大豆	2.9 ha	水稲、大豆	3.5 ha	上堰集落	
認農	水稲	1.9 ha	水稲	3.0 ha	上南集落		
認農法	水稲、大豆	10.6 ha	水稲、大豆	11.0 ha	上堰集落		
認農法		9.4 ha	水稲、枝豆	10.0 ha	上南集落		
計	23人		132.2 ha		159.2 ha		

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

●農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、33筆、49,500㎡となっている。

●農地中間管理機構の活用方針

中心経営体への農地集積を図る際は、受け手が長期的視点で営農計画を立て経営基盤の安定化に繋がるよう、農地中間管理機構を活用した10年以上の契約により貸付けを進めていく。

●基盤整備への取組方針

上堰地区は県営事業により30a区画の整備済み地区であり、今後は必要に応じて農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地耕作条件改善事業を活用しながら農業基盤の整備に取り組む。

●新規・特産化作物の導入方針

大豆の大規模団地化に地域が一体となって取り組んでいるほか、枝豆、リンドウといった収益性の高い園芸作物の生産に取り組んでいる地域であり、今後も生産拡大を目指していく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	別紙参照			
	計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

別紙

(参考)農地の貸付等の意向(任意記載事項)

	地名地番	貸付区分(m ²)		
		貸付	作業委託	売渡
1	国見字上堰 90	4,100		
2	国見字稻荷堂 133-2	500		
3	国見字稻荷堂 134-1	2,300		
4	国見字稻荷堂 133-1	2,500		
5	国見字窪堰 137	1,000		
6	国見字窪堰 138	800		
7	国見字窪堰 149	700		
8	国見字窪堰 150	1,000		
9	国見字窪堰 151	200		
10	国見字仲村 310-イ	900		
11	国見字仲村 435	2,300		
12	国見字仲村 434	1,300		
13	国見字南村 201	900		
14	国見字仲村 433	400		
15	国見字窪堰 134	1,000		
16	国見字伊勢堂 257	3,100		
17	国見字伊勢堂 213-2	1,300		
18	国見字相野 241ウチ	100		
19	国見字相野 241	200		
20	国見字砂溜 192	800		
21	国見字砂溜 170-1	100		
22	国見字砂溜 174	700		
23	国見字砂溜 175-1.2	900		
24	国見字川端 173-4	100		
25	国見字砂溜 183	1,700		
26	国見字佐幣神 139-3	700		
27	国見字佐幣神 140	2,900		
28	国見字佐幣神 141	3,100		
29	国見字佐幣神 142	3,500		
30	国見字佐幣神 143	3,700		
31	国見字大釣木 164-2	2,100		
32	国見字川端 139-2	500		
33	国見字川端 140	4,100		
	33筆	49,500		

実質化された人・農地プラン

〔注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大仙市	小神成地区 (北小神成集落、南小神成集落、 田の尻(一部)集落)	平成25年4月23日	令和4年3月23日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積		87.6ha
②地区の中心となる経営体への集積率	65.1ha	74.3%
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計		14.6ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計		1.0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計		13.6ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計		8.0ha
(備考)		

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

法人化が進んでおり、中心経営体の7割が農業生産法人である。中心経営体への集積率も約74.3%と高く、今後は更なる集積率の向上も見込めるが、法人構成員の平均年齢は高い状況にあることから、法人間連携について検討し、働き手の確保や効率性の高い農業を実現できる連携形態を構築していく必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

法人への更なる集積に向け、地区内での検討を進める。

法人の作業効率を向上させるため、法人の面的集積率の向上を目指す。そのために、受け手となる法人の交代等も含めた様々な手段を検討していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	非公表	水稻、枝豆	5.4 ha	水稻、枝豆	6.0 ha	南小神成集落
認農		水稻	1.7 ha	水稻	2.5 ha	田の尻(一部)集落
認農		水稻	0.1 ha	水稻	0.1 ha	南小神成集落
認農法		水稻、大豆	29.0 ha	水稻、大豆	33.0 ha	南小神成集落
認農法		水稻	0.3 ha	水稻	0.3 ha	南小神成集落
認農法		水稻	14.0 ha	水稻	15.0 ha	田の尻(一部)集落
認農法		水稻、飼料用米	7.1 ha	水稻、飼料用米	7.5 ha	田の尻(一部)集落
認農法		水稻	4.1 ha	水稻	4.4 ha	南小神成集落
認農法		水稻	1.6 ha	水稻	1.6 ha	南小神成集落
認農法		水稻	0.5 ha	水稻	0.5 ha	南小神成集落
認農法		水稻、小麦	1.3 ha	水稻、小麦	2.2 ha	田の尻(一部)集落
計		11人		65.1 ha		73.1 ha

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>●農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、13筆、41,690㎡となっている。</p>
<p>●農地中間管理機構の活用方針 農地集積を図る際には、原則として中間管理機構を活用する。 受け手となる法人が長期的視点で営農計画を立て経営基盤の安定化に繋がるよう、10年以上の契約により貸付けを進めていく。</p>
<p>●基盤整備への取組方針 基盤整備事業により1ha区画に整備された農地以外について、生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、必要に応じて農地耕作条件改善事業を活用しながら農業基盤の整備に取り組む。</p>
<p>●新規・特産化作物の導入方針 農業生産法人を中心に大豆の大規模団地化に取り組んでいるほか、枝豆に取り組んでいる経営体も多く、今後も生産拡大を目指していく。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
	貸付け	作業委託	売渡
1 別紙参照			
計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

別紙

(参考)農地の貸付等の意向(任意記載事項)

	地名地番	貸付区分(m ²)		
		貸付	作業委託	売渡
1	小神成字北野 72	380		
2	小神成太田 287-3	430		
3	小神成字北野 169-1	400		
4	小神成太田 85-2	6510		
5	小神成太田 90	10060		
6	小神成太田 91	9840		
7	小神成太田 92-11	3790		
8	小神成太田 92-12	1520		
9	小神成字大面 55-1	260		
10	小神成字大面 56-1	200		
11	小神成太田 96-2	5660		
12	小神成太田 96-4	240		
13	小神成太田 97-1	2400		
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				

41690

実質化された人・農地プラン

〔注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大仙市	東今泉地区 (南今泉集落、北今泉集落、下今泉集落)	平成25年4月23日	令和2年3月13日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積		106.3ha
②地区の中心となる経営体への集積率	74.0ha	69.6%
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計		19.5ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計		2.9ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計		16.6ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計		7.8ha
(備考)		

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

地区の約6割の農地は基盤整備事業により1ha区画に整備され、その98%を1法人が集積している状況である。しかしながら、残り4割の未整備農地は耕作者の高齢化が顕著であるため、今後どのようにして担い手を設定し集積を進めていくかが課題となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地集積の中心的役割を担っている農業生産法人に引き続き集積できるよう、法人と出し手の意向を確認しながら進めていく。

地区内の一部区域が農地中間管理機構関連基盤整備事業大台地区として令和7年事業採択を目指し事業推進中であるため、基盤整備予定区域については事業計画で定める法人や個人担い手に対し計画通り集積できるよう検討を進めていく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状			今後の農地の引受けの意向			
		経営作目	経営面積		経営作目	経営面積		農業を営む範囲
	非公表	水稻	0.2	ha	水稻	2.0	ha	南今泉集落
認農		水稻、小麦	3.0	ha	水稻、小麦	3.5	ha	南今泉集落
認農		水稻、大豆	4.4	ha	水稻、大豆	4.5	ha	南今泉集落
		水稻	0.1	ha	水稻	1.0	ha	南今泉集落
認農法		水稻、大豆	60.8	ha	水稻、大豆	62.0	ha	下今泉集落
認農		水稻、飼料用米	3.3	ha	水稻、飼料用米	5.3	ha	北今泉集落
		水稻	0.4	ha	水稻	1.6	ha	下今泉集落
認就		ネギ	0.7	ha	ネギ	0.8	ha	下今泉集落
認農法		水稻	1.1	ha	水稻	1.1	ha	北今泉集落
計		9人		74.0 ha			81.8 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>●農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、6筆、6,600㎡となっている。</p>
<p>●農地中間管理機構の活用方針 農地集積を図る際には、原則として中間管理機構を活用する。 受け手となる法人等が長期的視点で営農計画を立て経営基盤の安定化に繋がるよう、10年以上の契約により貸付けを進めていく。</p>
<p>●基盤整備への取組方針 地区内の未整備農地のうち、一部地域は農地中間管理機構関連基盤整備事業大台地区として事業推進していく。 その他の未整備農地は、農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、必要に応じて農地耕作条件改善事業を活用しながら農業基盤の整備に取り組む。</p>
<p>●新規・特産化作物の導入方針 地域農業の中核を担う農業生産法人は、大豆の大規模団地化に取り組んでいる。また、イチゴ栽培にも取り組み周年農業を実践しており、更なる農業経営の発展を目指していく。 ネギ栽培に取り組んでいる若手農家から栽培技術の指導を受けながら、地区全体で生産面積拡大を目指していく。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	別紙参照			
	計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

別紙

(参考)農地の貸付等の意向(任意記載事項)

	地名地番	貸付区分(m ²)		
		貸付	作業委託	売渡
1	太田町東今泉字壺本木188	1667		
2	太田町東今泉字壺本木350-3	489		
3	太田町東今泉字壺本木605	1971		
4	太田町東今泉字壺本木709	1358		
5	太田町東今泉字中村503	289		
6	太田町東今泉字中村504	826		
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

6600

実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大仙市	三本扇地区 (上川原集落、小柳集落、高花集落、宮羽集落、今宿集落)	平成25年4月23日	令和3年12月20日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積		273.0ha
②地区の中心となる経営体への集積率	158.2ha	57.9%
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計		82.8ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計		42.9ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計		39.9ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計		29.9ha
(備考)		

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

太田地域で最も農地の条件が悪い地区であり、意欲のある農業者は多いが農地集積が進まない。そのため、基盤整備により耕作条件を改善することが何よりの課題となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区内のほぼすべての農地が基盤整備事業太田南部地区として、令和3年度から順次基盤整備工事が開始されることとなっている。現在は集落型の法人化について検討を重ねている最中であり、法人化を実現し計画的に農地集積を図っていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状			今後の農地の引受けの意向			
		経営作目	経営面積		経営作目	経営面積		農業を営む範囲
	非公表	水稲	3.0	ha	水稲	3.6	ha	上川原集落
認農		水稲、そば	3.2	ha	水稲	3.5	ha	上川原集落
認農		水稲、キャベツ	12.0	ha	水稲	19.0	ha	上川原集落
認農		水稲、そば	13.8	ha	水稲、大豆	14.8	ha	上川原集落
認農		水稲、トマト	1.5	ha	大豆	3.0	ha	小柳集落
		水稲、そば	1.0	ha	水稲、大豆	2.2	ha	小柳集落
認農		水稲	3.6	ha	大豆	5.1	ha	小柳集落
		水稲、そば	2.6	ha	水稲、大豆	3.4	ha	高花集落
認農		水稲、そば	7.9	ha	枝豆	11.3	ha	高花集落
認農		水稲、大豆	3.9	ha	水稲	5.0	ha	宮羽集落
認農法		水稲、そば	25.3	ha	水稲、大豆	25.5	ha	宮羽集落
認農		水稲、そば	10.0	ha	水稲、大豆	11.5	ha	今宿集落
認農法		水稲、大豆	41.5	ha	大豆	43.0	ha	今宿集落
認農		水稲、そば	0.8	ha	水稲	2.8	ha	小柳集落
認農			0.0	ha	大豆	2.0	ha	上川原集落
認農		水稲	0.9	ha	水稲	1.0	ha	上川原集落
		水稲	0.2	ha	水稲、大豆	0.2	ha	上川原集落
認農		水稲、花き	5.7	ha	水稲	6.0	ha	小柳集落
認農		水稲	7.6	ha	水稲	8.6	ha	宮羽集落
認農		水稲、大豆	5.8	ha	枝豆	7.8	ha	高花集落
認農		水稲、トマト	3.3	ha	水稲	3.7	ha	小柳集落
認農		水稲、そば	4.5	ha	水稲	4.9	ha	小柳集落
認就		花き	0.1	ha	水稲	0.2	ha	小柳集落
計	23人		158.2	ha		188.1	ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

●農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、191筆、204,595.95㎡となっている。

●農地中間管理機構の活用方針

法人化が実現し農地集積を図る際には、中間管理機構を活用する。

また、個別経営体への農地集積を図る際にも、受け手が長期的視点で営農計画を立て経営基盤の安定化に繋がるよう、農地中間管理機構を活用した10年以上の契約により貸付けを進めていく。

●基盤整備への取組方針

基盤整備事業太田南部地区での整備が完了すると地区内農地は整備済みとなるため、現時点での取り組み方針は設けない。

●新規・特産化作物の導入方針

花き、トマト、枝豆といった収益性の高い園芸作物の生産に取り組んでいる地域であり、基盤整備後の生産拡大についても検討していく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	別紙参照			
	計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

別紙

(参考)農地の貸付等の意向(任意記載事項)

	地名地番	貸付区分(m ²)		
		貸付	作業委託	売渡
1	太田町三本扇字高花366	1015		
2	太田町三本扇字高花367-1	2059		
3	太田町三本扇字高花380-1	11259		
4	太田町三本扇字高花391-1	3791		
5	太田町三本扇字高花391-2	3174		
6	太田町三本扇字狐柳7	1197		
7	太田町三本扇字狐柳8	662		
8	太田町三本扇字狐柳145-2	1617		
9	太田町三本扇字高花279	504		
10	太田町三本扇字高花288	537		
11	太田町三本扇字高花362	432		
12	太田町三本扇字高花280-2	1310		
13	太田町三本扇字高花281	575		
14	太田町三本扇字高花284-1	1066		
15	太田町三本扇字高花286-1	6799		
16	太田町三本扇字高花319-1	1062		
17	太田町三本扇字高花319-5	88		
18	太田町三本扇字高花320-1	258		
19	太田町三本扇字高花400-1	1421		
20	太田町三本扇字高花401-1	1436		
21	太田町三本扇字高花401-2	1464		
22	太田町三本扇字高花401-3	2068		
23	太田町三本扇字高花404-1	1013		
24	太田町三本扇字高花404-2	789		
25	太田町三本扇字高花404-3	535		
26	太田町三本扇字高花404-4	204		
27	太田町三本扇字杉向126	561		
28	太田町三本扇字杉向127	287		
29	太田町三本扇字吉沢123	522		
30	太田町三本扇字吉沢124-1	707		
31	太田町三本扇字谷地中98	1061		
32	太田町三本扇字谷地中99	505		
33	太田町三本扇字谷地中100	1021		
34	太田町三本扇字谷地中102	211		
35	太田町三本扇字三本柳172	224		
36	太田町三本扇字三本柳173	776		
37	太田町三本扇字三本柳174	634		
38	太田町三本扇字高野179	4042		
39	太田町三本扇字高野180	4280		
40	太田町三本扇字高花309	727		
41	太田町三本扇字高花309-1	486		
42	太田町三本扇字高花309-2	245		
43	太田町三本扇字高花369-1	1923		
44	太田町三本扇字高花377-1	1637		
45	太田町三本扇字高花378-2	480		
46	太田町三本扇字高花378-4	1198		
47	太田町三本扇字高花392-1	2657		
48	太田町三本扇字高花392-2	3106		
49	太田町三本扇字小柳84-1	1283		
50	太田町三本扇字小柳84-8	424		
51	太田町三本扇字小柳84-9	527		
52	太田町三本扇字小柳131-1	1212		

別紙

(参考)農地の貸付等の意向(任意記載事項)

	地名地番	貸付区分(m ²)		
		貸付	作業委託	売渡
53	太田町三本扇字小柳137	299		
54	太田町三本扇字小柳138-1	1222		
55	太田町三本扇字小柳148-2	313		
56	太田町三本扇字小柳213	689		
57	太田町三本扇字小柳214	633		
58	太田町三本扇字古屋敷59-1	100		
59	太田町三本扇字小柳211-1	151		
60	太田町三本扇字小柳211-2	30		
61	太田町三本扇字小柳211-3	72		
62	太田町三本扇字三本柳190-4	78		
63	太田町三本扇字三本柳190-5	428		
64	太田町三本扇字三本柳191-1	893		
65	太田町三本扇字古屋敷45	426		
66	太田町三本扇字野沢185-1	1060		
67	太田町三本扇字野沢185-2	214		
68	太田町三本扇字野沢189	341		
69	太田町三本扇字野沢229-1	2883		
70	太田町三本扇字野沢229-4	181		
71	太田町三本扇字野沢256-1	440		
72	太田町三本扇字上立石150-1	968		
73	太田町三本扇字小柳100	1322		
74	太田町三本扇字羽見内29	0		
75	太田町三本扇字羽見内29-2	0		
76	太田町三本扇字羽見内31	0		
77	太田町三本扇字羽見内35	0		
78	太田町三本扇字羽見内44-1	0		
79	太田町三本扇字俣下川原47-2	0		
80	太田町三本扇字俣下川原47-3	0		
81	太田町三本扇字下川原67	0		
82	太田町三本扇字下川原96-1	0		
83	太田町三本扇字下川原96-2	0		
84	太田町三本扇字下川原96-3	0		
85	太田町三本扇字下川原97-2	0		
86	太田町三本扇字下川原97-3	0		
87	太田町三本扇字下川原97-4	0		
88	太田町三本扇字下川原97-5	0		
89	太田町三本扇字下川原132	0		
90	太田町三本扇字下川原134-1	0		
91	太田町三本扇字下川原134-2	0		
92	太田町三本扇字下川原134-3	0		
93	太田町三本扇字下川原135-1	0		
94	太田町三本扇字下川原135-2	0		
95	太田町三本扇字下川原135-3	0		
96	太田町三本扇字下川原137	0		
97	太田町三本扇字三本柳6-3	90		
98	太田町三本扇字宮内1-1	200		
99	太田町三本扇字宮内1-2	2743		
100	太田町三本扇字宮内1-3	1450		
101	太田町三本扇字宮内1-5	133		
102	太田町三本扇字古屋敷53	1021		
103	太田町三本扇字古屋敷54	1021		
104	太田町三本扇字野沢271	1880		

別紙

(参考)農地の貸付等の意向(任意記載事項)

	地名地番	貸付区分(m ²)		
		貸付	作業委託	売渡
105	太田町三本扇字一本木91	1550		
106	太田町三本扇字小柳210	1224		
107	太田町三本扇字三本柳185	1021		
108	太田町三本扇字三本柳186	1021		
109	太田町三本扇字三本柳196	1021		
110	太田町三本扇字三本柳197	1021		
111	太田町三本扇字三本柳198	1021		
112	太田町三本扇字宮内98	80		
113	太田町三本扇字新山後73	991		
114	太田町三本扇字新山後74	1021		
115	太田町三本扇字新山後75	1021		
116	太田町三本扇字新山後76	1021		
117	太田町三本扇字新山後97	224		
118	太田町三本扇字新山後98	393		
119	太田町三本扇字新山後100	363		
120	太田町三本扇字新山後101	409		
121	太田町三本扇字新山後103	991		
122	太田町三本扇字新山後109	958		
123	太田町三本扇字新山後111	561		
124	太田町三本扇字新山後128	826		
125	太田町三本扇字下川原64	2112		
126	太田町三本扇字下川原64-1	102		
127	太田町三本扇字下川原65	119		
128	太田町三本扇字沼川207	2762		
129	太田町三本扇字沼川208	1728		
130	太田町三本扇字杉向4-1	42		
131	太田町三本扇字狐柳193	1098		
132	太田町三本扇字狐柳218-2	165		
133	太田町三本扇字狐柳219	2177		
134	太田町三本扇字狐柳221-1	262		
135	太田町三本扇字小柳139	1116		
136	太田町三本扇字野沢166	506		
137	太田町三本扇字一本木66-3	421		
138	太田町三本扇字野沢182	548		
139	太田町三本扇字野沢213-1	1627		
140	太田町三本扇字野沢213-2	270		
141	太田町三本扇字野沢213-3	214		
142	太田町三本扇字野沢227-1	713		
143	太田町三本扇字野沢227-4	264		
144	太田町三本扇字野沢227-5	212		
145	太田町三本扇字野沢272	809		
146	太田町三本扇字野沢274	1051		
147	太田町三本扇字野沢280-1	963		
148	太田町三本扇字野沢280-2	4.42		
149	太田町三本扇字野沢280-3	3.53		
150	太田町三本扇字野沢281	2628		
151	太田町三本扇字野沢283	945		
152	太田町三本扇字野沢289	211		
153	太田町三本扇字上立石83-2	71		
154	太田町三本扇字上立石84	423		
155	太田町三本扇字上立石85-2	72		
156	太田町三本扇字杓子柳132	1021		

別紙

(参考)農地の貸付等の意向(任意記載事項)

	地名地番	貸付区分(m ²)		
		貸付	作業委託	売渡
157	太田町三本扇字杓子柳133	1021		
158	太田町三本扇字杓子柳134	991		
159	太田町三本扇字杓子柳135	571		
160	太田町三本扇字野沢223-6	34		
161	太田町三本扇字野沢223-7	41		
162	太田町三本扇字上立石168	2159		
163	太田町三本扇字高花250	228		
164	太田町三本扇字高花254	1563		
165	太田町三本扇字高花269-1	525		
166	太田町三本扇字高花333-1	951		
167	太田町三本扇字下川原1-1	1076		
168	太田町三本扇字下川原3-1	1157		
169	太田町三本扇字下川原3-2	20		
170	太田町三本扇字下川原3-3	751		
171	太田町三本扇字下川原4-1	3405		
172	太田町三本扇字下川原5-1	4856		
173	太田町三本扇字下川原6	122		
174	太田町三本扇字下川原8	198		
175	太田町三本扇字高野149	2803		
176	太田町三本扇字高野150	2988		
177	太田町三本扇字高野151	6696		
178	太田町三本扇字狐柳24	1745		
179	太田町三本扇字狐柳50	3757		
180	太田町三本扇字狐柳51	119		
181	太田町三本扇字狐柳52	19		
182	太田町三本扇字狐柳169-1	431		
183	太田町三本扇字高花272-1	210		
184	太田町三本扇字今宿56-1	1431		
185	太田町三本扇字三本柳162	833		
186	太田町三本扇字三本柳163	991		
187	太田町三本扇字三本柳183	1021		
188	太田町三本扇字三本柳184	1021		
189	太田町三本扇字狐柳194	999		
190	太田町三本扇字高花289	1598		
191	太田町三本扇字高花331	1052		
192	太田町三本扇字小柳90-5	636		
193	太田町三本扇字三本柳142	390		
194	太田町三本扇字三本柳158	1021		
195	太田町三本扇字三本柳159	1021		
196	太田町三本扇字三本柳177	1345		
197	太田町三本扇字三本柳178	899		
198	太田町三本扇字三本柳179	393		
199	太田町三本扇字三本柳192	1021		
200	太田町三本扇字三本柳193	1021		
201	太田町三本扇字三本柳194	1021		
202	太田町三本扇字三本柳195	1021		
203	太田町三本扇字篠沢32-9	370		
204	太田町三本扇字篠沢73	864		
205	太田町三本扇字篠沢79-1	739		
206	太田町三本扇字篠沢79-2	611		
207	太田町三本扇字篠沢79-3	102		
208	太田町三本扇字篠沢81	257		

別紙

(参考)農地の貸付等の意向(任意記載事項)

	地名地番	貸付区分(m ²)		
		貸付	作業委託	売渡
209	太田町三本扇字篠沢83-4	86		
210	太田町三本扇字篠沢83-5	148		
211	太田町三本扇字篠沢83-9	452		
212	太田町三本扇字高花339	520		
213	太田町三本扇字高花359	489		
214	太田町三本扇字沼川225	3036		

204595.95

実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大仙市	下堰地区(下南集落、高橋集落、若泉集落、八幡前集落、扇畑集落)	令和3年2月4日	令和4年3月23日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積		335.1ha
②地区の中心となる経営体への集積率	163.8ha	48.90%
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計		142.8ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計		38.9ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計		103.9ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計		38.8ha
(備考)		

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

中心経営体の平均年齢は約63.7歳で経営体数も多く、現状は担い手が確保されている状況である。今は10年先の地域農業を見据えた話し合いが必要であり、後継者の育成や法人化による経営基盤の強化、法人連携や個人担い手間の連携による機械コストの削減及び労働力の確保が可能となる仕組みの構築を目指す。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

下南集落では、集落型法人の設立に向け検討を進めている状況である。若手農業者もおり、それらの経営体を中心に農地集積を検討していくこととする。

その他の集落では、経営面積が10ha以上で、水稻、大豆、枝豆等園芸作物を含めた複合経営を展開している農業者が集積の中心となる。また、国見地域(上堰、下堰)は、長きに渡り地域全体で大豆の大規模団地化を推進するなど営農面での協力体制が構築されていることから、このような利点を生かしながら農地集積を進めていくこととする。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状			今後の農地の引受けの意向				
		経営作目	経営面積		経営作目	経営面積		農業を営む範囲	
認農	非公表	水稻	3.3	ha	水稻	4.0	ha	八幡前集落	
		水稻	0.5	ha	水稻	0.4	ha	若泉集落	
認農法		水稻	0.5	ha	水稻	2.2	ha	下南集落	
認農		水稻、大豆	0.4	ha	水稻、大豆	2.1	ha	下南集落	
認農		大豆	2.3	ha	大豆	3.0	ha	下南集落	
認農		水稻、大豆	0.9	ha	水稻、大豆	1.5	ha	下南集落	
認農		大豆	0.5	ha	大豆	1.9	ha	下南集落	
認農		水稻、大豆	1.5	ha	水稻、大豆	2.0	ha	下南集落	
認農		枝豆	0.5	ha	枝豆	1.1	ha	下南集落	
認農		水稻	0.3	ha	水稻	0.5	ha	下南集落	
認農		水稻、大豆	1.6	ha	水稻、大豆	2.0	ha	下南集落	
認農		水稻、大豆	0.6	ha	水稻、大豆	1.3	ha	下南集落	
認農		大豆	1.0	ha	大豆	1.0	ha	高橋集落	
認農		水稻	0.2	ha	水稻	0.2	ha	下南集落	
認農		大豆	0.4	ha	大豆	0.4	ha	高橋集落	
認農法		水稻	0.9	ha	水稻	1.5	ha	高橋集落	
認農		水稻、大豆	1.4	ha	水稻、大豆	1.5	ha	高橋集落	
認農		水稻	3.6	ha	水稻	4.0	ha	高橋集落	
認農法		水稻	1.5	ha	水稻	6.0	ha	高橋集落	
認農		枝豆	1.7	ha	枝豆	2.0	ha	八幡前集落	
認農		水稻	2.7	ha	水稻	3.0	ha	八幡前集落	
		水稻	2.4	ha	水稻	3.6	ha	下南集落	
認農		水稻、大豆	4.1	ha	水稻、大豆	4.1	ha	下南集落	
認農		水稻、大豆	3.3	ha	水稻、大豆	3.3	ha	下南集落	
認農		水稻、大豆	3.9	ha	水稻、大豆	4.0	ha	下南集落	
認農		水稻、大豆	1.6	ha	水稻、大豆	1.6	ha	下南集落	
認農		水稻	1.8	ha	水稻	2.1	ha	下南集落	
認農		水稻、大豆	8.1	ha	水稻、大豆	9.5	ha	下南集落	
認農		水稻	2.6	ha	水稻	3.2	ha	下南集落	
認農		水稻、大豆	1.7	ha	水稻、大豆	3.2	ha	下南集落	
		水稻、wcs	1.5	ha	水稻、wcs	1.7	ha	高橋集落	
認農		水稻、大豆	2.1	ha	水稻、大豆	2.1	ha	高橋集落	
認農		水稻、大豆	5.5	個	水稻、大豆	5.0	個	高橋集落	
認農		水稻、大豆	11.7	ha	水稻、大豆	12.0	ha	高橋集落	
認農		水稻、大豆	11.8	ha	水稻、大豆	13.8	ha	高橋集落	
認農		大豆	3.1	ha	大豆	3.1	ha	高橋集落	
認農		水稻、大豆	8.8	ha	水稻、大豆	9.6	ha	若泉集落	
認農		水稻、大豆	6.7	ha	水稻、大豆	7.9	ha	若泉集落	
		水稻、大豆	2.8	ha	水稻、大豆	3.0	ha	八幡前集落	
認農		水稻、大豆	2.8	ha	水稻、大豆	3.8	ha	八幡前集落	
認農		水稻、大豆	5.2	ha	水稻、大豆	5.5	ha	八幡前集落	
認農		水稻、大豆	3.3	ha	水稻、大豆	6.6	ha	八幡前集落	
認農		水稻、大豆	4.1	ha	水稻、大豆	4.6	ha	扇畑集落	
認農		水稻、大豆	0.9	ha	水稻、大豆	3.0	ha	扇畑集落	
認農		水稻、大豆	3.8	ha	水稻、大豆	4.8	ha	扇畑集落	
認農		水稻、大豆	3.4	ha	水稻、大豆	3.4	ha	扇畑集落	
		水稻、大豆	3.5	ha	水稻、大豆	4.0	ha	扇畑集落	
認農	枝豆	0.9	ha	枝豆	2.0	ha	扇畑集落		
	水稻	2.6	ha	水稻	2.7	ha	扇畑集落		
認農	ネギ、アスパラ	3.0	ha	ネギ、アスパラ	4.0	ha	下南集落		
認農法	水稻、大豆	3.8	ha	水稻、大豆	4.3	ha	下南集落		
認農	水稻、大豆	4.2	ha	水稻、大豆	4.8	ha	高橋集落		
	花き等	0.3	ha	花き等	0.6	ha	扇畑集落		
認農	水稻、たばこ	3.1	ha	水稻、たばこ	3.1	ha	扇畑集落		
	水稻、たばこ	3.9	ha	水稻、たばこ	4.5	ha	若泉集落		
認就	ダリア	0.3	ha	ダリア	0.5	ha	下南集落		
認農	水稻	2.2	ha	水稻	2.5	ha	高橋集落		

認就	非公表	ネギ、大豆	2.7	ha	ネギ、大豆	3.5	ha	扇畑集落
計	58人		163.8	ha		202.6	ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

●農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、58筆、105,500㎡となっている。

●農地中間管理機構の活用方針

下南集落の法人化が実現し農地集積を図る際には、中間管理機構を活用する。
個別経営体への農地集積を図る際にも、受け手が長期的視点で営農計画を立て経営基盤の安定化に繋がるよう、農地中間管理機構を活用した10年以上の契約により貸付けを進めていく。

●基盤整備への取組方針

下堰地区は県営事業により30a区画の整備済み地区であり、今後は必要に応じて農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地耕作条件改善事業を活用しながら農業基盤の整備に取り組む。

●新規・特産化作物の導入方針

大豆の大規模団地化に地域が一体となって取り組んでいるほか、枝豆、リンドウ、葉タバコといった収益性の高い園芸作物の生産に取り組んでいる地域であり、今後も生産拡大を目指していく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	別紙参照			
	計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

別紙

(参考)農地の貸付等の意向(任意記載事項)

	地名地番	貸付区分(m ²)		
		貸付	作業委託	売渡
1	国見字新山 155	700		
2	国見字新山 156	400		
3	国見字大動防 433-4	100		
4	国見字高野 266	400		
5	国見字桜後 131-3	600		
6	国見字高橋 301	900		
7	国見字高橋 302	800		
8	国見字一本塚 173-3	300		
9	国見字一本塚 259-2	200		
10	国見字高野 245	3,000		
11	国見字高野 261-2	200		
12	国見字高野 262	2,700		
13	国見字高野 263-1	3,100		
14	国見字高野 247-1	300		
15	国見字小泉 244-1	1,000		
16	国見字高橋 260-1.2	2,600		
17	国見字高橋 264	1,000		
18	国見字高橋 265	1,700		
19	国見字高橋 266	2,800		
20	国見字高橋 267	3,200		
21	国見字石縄手 161	2,800		
22	国見字石縄手 162	3,100		
23	国見字石縄手 163	3,000		
24	国見字高橋 260-3	500		
25	国見字戸堂目木 111ホカ.ウチ	2,000		
26	国見字戸堂目木 111ホカ	600		
27	国見字戸堂目木111ホカ	1,500		
28	国見字二ツ塚 258-2	2,800		
29	国見字二ツ塚 259	1,600		
30	国見字豊成 118	200		
31	国見字豊成 119-1.2	500		
32	国見字高橋 148-2	1,760		
33	国見字高橋 148-3	1,600		
34	国見字一本塚 222	3,010		
35	国見字一本塚 223	1,720		
36	国見字一本塚 231	130		
37	国見字一本塚 221-3	1,010		
38	国見字一本塚 221-4	1,670		
39	国見字一本塚 236-2	3,000		
40	国見字一本塚 239-3	3,000		
41	国見字一本塚 240	3,000		
42	国見字一本塚 272	3,200		
43	国見字一本塚 273	2,300		
44	国見字一本塚 276	3,200		
45	国見字一本塚 277	3,000		
46	国見字一本塚 241	3,000		
47	国見字大動防 420-2.3	1,900		
48	国見字扇畑 286	3,100		
49	国見字扇畑 287	3,000		
50	国見字扇畑 288	2,800		
51	国見字扇畑 300-1.2	1,900		
52	国見字榊原 163-1.2	3,000		

53	国見字榊原 162	3,000		
54	国見字四ツ橋 244	1,900		
55	国見字一本塚 263	500		
56	国見字一本塚 264	600		
57	国見字一本塚 265	1,600		
58	国見字四ツ橋 238-3.4	3,000		
	58筆	105,500		

実質化された人・農地プラン

〔注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大仙市	齊内地区 (上齊内集落、下齊内集落)	平成25年6月28日	令和4年3月23日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積		175.8ha
②地区の中心となる経営体への集積率	136.0ha	77.4%
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計		40.0ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計		6.8ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計		33.2ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計		18.4ha
(備考)		

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

中心経営体は、10ha以上の大規模個別農家数人と他地区を主としている農業生産法人が中核を担っている状況である。地区に隣接する齊内第2地区では基盤整備を契機として集落型法人が新設されており、当地区の中心経営体には法人構成員となっている農家もいるため、今後は齊内プラン内農地も法人へ集積されるよう検討を進めていかなければならない。また、地区は10a区画の未整備地区であるものの、基盤整備に対する機運が中々高まっていかない。この点についても解消していかなければならない。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

現状は離農希望者の農地が荒廃農地とならないように、地区内大規模農家の意向を確認しながら集積を進めていく。

齊内第2地区で新設された法人への集積も実現できるよう、働きかけを実施していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向			
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲	
認農	非公表	水稻	1.0 ha	水稻	1.5 ha	下斉内集落	
認農		水稻、枝豆	2.9 ha	水稻、枝豆	3.2 ha	上斉内集落	
認農		水稻、枝豆	10.1 ha	水稻、枝豆	12.0 ha	上斉内集落	
認農		水稻、枝豆	4.4 ha	水稻、枝豆	5.5 ha	上斉内集落	
認農		水稻	18.4 ha	水稻	19.0 ha	上斉内集落	
認農		水稻、小麦	6.5 ha	水稻、小麦	7.2 ha	上斉内集落	
認農		水稻、枝豆	12.6 ha	水稻、枝豆	15.0 ha	上斉内集落	
認農		水稻、飼料用米	8.0 ha	水稻、飼料用米	8.1 ha	上斉内集落	
		水稻、野菜	3.9 ha	水稻、野菜	4.0 ha	上斉内集落	
認農		水稻	1.7 ha	水稻	1.7 ha	上斉内集落	
認農		水稻、そば	2.4 ha	水稻、そば	2.5 ha	下斉内集落	
認農		水稻	1.0 ha	水稻	1.5 ha	下斉内集落	
		水稻	0.7 ha	水稻	1.0 ha	下斉内集落	
認農		水稻、そば	3.8 ha	水稻、そば	4.5 ha	下斉内集落	
認農		花き	0.5 ha	花き	1.0 ha	上斉内集落	
認農		水稻、そば	0.3 ha	水稻、そば	2.0 ha	下斉内集落	
認農		水稻	0.4 ha	水稻	1.0 ha	上斉内集落	
認農法		水稻	2.9 ha	水稻	3.0 ha	上斉内集落	
認農		水稻	0.7 ha	水稻	0.7 ha	上斉内集落	
認農法		水稻、大豆	13.8 ha	水稻、大豆	14.0 ha	上斉内集落	
認農		水稻	0.2 ha	水稻	1.0 ha	下斉内集落	
認農		水稻、花き	2.0 ha	水稻、花き	2.5 ha	下斉内集落	
		水稻	2.2 ha	水稻	2.5 ha	下斉内集落	
認農		水稻	3.4 ha	水稻	4.0 ha	下斉内集落	
認農法		水稻	4.0 ha	水稻	4.5 ha	下斉内集落	
認農		水稻	2.3 ha	水稻	1.5 ha	下斉内集落	
認農法		水稻	1.0 ha	水稻	1.0 ha	上斉内集落	
認農法		水稻・飼料用米	14.2 ha	水稻	16.0 ha	上斉内集落	
認農法		水稻	0.9 ha	水稻	2.0 ha	下斉内集落	
認農法		水稻	2.9 ha	水稻	4.0 ha	下斉内集落	
認農	水稻・野菜	6.9 ha	水稻	7.0 ha	上斉内集落		
			ha		ha		
			ha		ha		
計	31人		136.0 ha		154.4 ha		

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

●農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、13筆、22,936㎡となっている。

●農地中間管理機構の活用方針

農地集積を図る際には、原則として中間管理機構を活用する。
受け手となる法人が長期的視点で営農計画を立て経営基盤の安定化に繋がるよう、10年以上の契約により貸付けを進めていく。

●基盤整備への取組方針

農地中間管理機構関連基盤整備事業の活用について、集落で継続的に話し合いを重ねてもらう。集落での合意形成が図られない場合は、生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、必要に応じて農地耕作条件改善事業を活用していく。

●新規・特産化作物の導入方針

様々な園芸作物に取り組んでいる地域であり、今後も生産拡大を目指していく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	別紙参照			
	計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

別紙

(参考)農地の貸付等の意向(任意記載事項)

	地名地番	貸付区分 (㎡)		
		貸付	作業委託	売渡
1	太田町齊内字高田120-3	1014		
2	太田町齊内字宝竜69	406		
3	太田町齊内字宝竜69-1	401		
4	太田町齊内字宝竜72	1048		
5	太田町齊内字宝竜73	5171		
6	太田町齊内字宝竜83	160		
7	太田町齊内字宝竜84	2804		
8	太田町齊内字越後屋敷1-1	3527		
9	太田町齊内字越後屋敷48	1971		
10	太田町齊内字越後屋敷55-1	1690		
11	太田町齊内字樋口290	3527		
12	太田町齊内字高野285-1	692		
13	太田町齊内字高野285-2	525		

22936

実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大仙市	永代川口地区 (永代集落、毘沙門集落、中村集落、清水川集落、北川口集落)	令和3年2月5日	令和3年12月20日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積		349.7ha
②地区の中心となる経営体への集積率	188.8ha	53.9%
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計		152.5ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計		66.3ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計		86.2ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計		35.7ha
(備考)		

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

70歳以上の耕作者比率が現状4割を超えており、10年後には約7割に達する状況となっている。また、中心経営体の平均年齢も高い状況にあることから、法人化や若手農業者の育成など担い手確保が急務である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

永代集落は70歳以上の耕作者が多く、農地の集積は40代の経営体1名に頼っている状況である。そのため、引き続き中心経営体の意向を確認しながら計画的に集積を図るとともに、近隣集落で中心経営体となっている受け手を活用しながら集積を進めていく。

川口集落の一部地域が基盤整備事業の受益区域となっており、事業を契機として集落型の法人化を検討している。法人化構想を実現し、基盤整備外農地も含めた集積を検討していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	非公表	水稻、牧草	5.2 ha	水稻、牧草	7.0 ha	永代集落
認農		水稻、牧草	15.7 ha	水稻、牧草	17.0 ha	永代・川口集落
		水稻、牧草	2.5 ha	水稻、牧草	3.0 ha	永代集落
認農		水稻、牧草	2.2 ha	水稻、牧草	2.4 ha	川口集落
認農		水稻、大豆	3.7 ha	水稻、大豆	4.0 ha	川口集落
認農		水稻、牧草	14.3 ha	水稻、牧草	15.0 ha	永代・川口集落
認農		水稻	2.3 ha	水稻	4.7 ha	川口集落
認農		水稻、枝豆	7.4 ha	水稻、枝豆	9.7 ha	川口集落
		牧草	0.4 ha	牧草	1.0 ha	川口集落
認農		水稻、大豆	6.3 ha	水稻、大豆	6.3 ha	川口集落
認農		水稻、牧草	3.4 ha	水稻、牧草	4.0 ha	川口集落
認農		水稻	2.8 ha	水稻	6.6 ha	川口集落
認農		水稻、大豆	12.1 ha	水稻、大豆	12.5 ha	永代・川口集落
集		水稻、大豆	19.3 ha	水稻、大豆	25.5 ha	川口集落
		水稻、枝豆	7.5 ha	水稻、枝豆	8.0 ha	川口集落
		水稻	1.9 ha	水稻	2.8 ha	川口集落
認農		水稻、大豆	4.2 ha	水稻、大豆	7.1 ha	川口集落
認農		水稻、大豆	0.9 ha	水稻、大豆	1.0 ha	川口集落
認農法		水稻、大豆	3.2 ha	水稻、大豆	4.0 ha	川口集落
認農		水稻、大豆	1.1 ha	水稻、大豆	2.5 ha	川口集落
認農		水稻	0.5 ha	水稻	0.6 ha	川口集落
認農		水稻	0.3 ha	水稻	0.3 ha	川口集落
認農		水稻	0.7 ha	水稻	0.7 ha	川口集落
認農		水稻	0.9 ha	水稻	1.7 ha	川口集落
		花き	0.5 ha	花き	0.6 ha	川口集落
		水稻	4.4 ha	水稻	4.5 ha	永代集落
		水稻、枝豆	5.9 ha	水稻、枝豆	6.0 ha	川口集落
		水稻	12.2 ha	水稻	13.0 ha	川口集落
認農		水稻、枝豆	6.5 ha	水稻、枝豆	7.0 ha	永代・川口集落
認就		アスパラ、枝豆	0.2 ha	アスパラ、枝豆	1.5 ha	川口集落
認農		水稻、大豆	3.5 ha	水稻、大豆	3.5 ha	川口集落
認農		水稻、大豆	7.3 ha	水稻、大豆	7.5 ha	川口集落
認農		水稻、枝豆	4.8 ha	水稻、枝豆	5.5 ha	川口集落
		水稻、枝豆	1.8 ha	水稻、枝豆	2.0 ha	川口集落
認農		水稻、枝豆	8.6 ha	水稻、枝豆	9.0 ha	川口集落
認農		水稻	10.3 ha	水稻	12.0 ha	永代・川口集落
認農		水稻、枝豆	4.0 ha	水稻、枝豆	5.0 ha	川口集落
計	37人		188.8 ha		224.5 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

●農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、101筆、158,895㎡となっている。

●農地中間管理機構の活用方針

基盤整備事業太田南部地区の受益地区を重点実施地区とし、法人等への集積に向けては原則として、農地を機構に貸し付けていく。

また、基盤整備地区外についても、中心経営体への集積時は機構の活用を推進する。

●基盤整備への取組方針

基盤整備事業太田南部地区受益地外の農地については、農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地耕作条件改善事業を活用し農業基盤の整備に努めていく。

●新規・特産化作物の導入方針

枝豆等園芸作物に取り組んでいる農家も多い地域であることから、引き続き生産拡大に取り組んでいく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	別紙参照			
	計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

別紙

(参考)農地の貸付等の意向(任意記載事項)

	地名地番	貸付区分(m ²)		
		貸付	作業委託	売渡
1	太田町永代字沖台154-1	290		
2	太田町永代字西田169	315		
3	太田町永代字上ノ台74	312		
4	太田町永代字上ノ台75	771		
5	太田町永代字上ノ台76	1172		
6	太田町永代字上ノ台77	1191		
7	太田町永代字上ノ台78	1232		
8	太田町永代字上ノ台79	1131		
9	太田町永代字上ノ台80	1212		
10	太田町永代字上ノ台81	1192		
11	太田町永代字上ノ台82	1151		
12	太田町永代字上ノ台83	1185		
13	太田町永代字上ノ台84	1244		
14	太田町永代字上ノ台85	773		
15	太田町永代字西田36	26		
16	太田町永代字西田41-2	88		
17	太田町永代字西田260	1010		
18	太田町永代字西田277	564		
19	太田町川口字幅299	2,022		
20	太田町川口字松葉316	2101		
21	太田町川口字松葉317	2139		
22	太田町川口字松葉318	1559		
23	太田町川口字田屋野453	0		
24	太田町川口字田屋野469	0		
25	太田町川口字田屋野470	0		
26	太田町川口字田屋野471	0		
27	太田町川口字幅165	2327		
28	太田町川口字幅283	3292		
29	太田町川口字幅285	641		
30	太田町川口字松葉47-2	290		
31	太田町川口字松葉184-1	538		
32	太田町川口字清水川130-2	168		
33	太田町川口字清水川131-1	700		
34	太田町川口字清水川132-2	155		
35	太田町川口字清水川133-2	36		
36	太田町川口字清水川144-1	1219		
37	太田町川口字清水川145	1305		
38	太田町川口字清水川146-1	3748		
39	太田町川口字清水川146-2	665		
40	太田町川口字清水川149-2	431		
41	太田町川口字清水川150-1	3193		
42	太田町川口字清水川150-2	77		
43	太田町川口字清水川150-3	356		
44	太田町川口字清水川152	2333		
45	太田町川口字清水川152-1	638		
46	太田町川口字清水川155-2	3940		

47	太田町川口字清水川162-1	617	
48	太田町川口字清水川196	3720	
49	太田町川口字清水川198	657	
50	太田町川口字清水川尻166	330	
51	太田町川口字清水川尻167	109	
52	太田町川口字清水川尻168	99	
53	太田町川口字清水川尻169	829	
54	太田町川口字清水川尻171	330	
55	太田町川口字清水川尻173	466	
56	太田町川口字清水川尻174	961	
57	太田町川口字清水川尻211-2	1338	
58	太田町川口字千本野78-1	7383	
59	太田町川口字千本野88-1	9969	
60	太田町川口字千本野246-1	2309	
61	太田町川口字千本野271	530	
62	太田町川口字北千本野4-1	900	
63	太田町川口字北千本野5-1	2479	
64	太田町川口字北千本野17	4699	
65	太田町川口字北川口124-1	1085	
66	太田町川口字北川口124-2	183	
67	太田町川口字北川口130	1320	
68	太田町川口字北川口137	397	
69	太田町川口字北川口138	220	
70	太田町川口字北川口139	363	
71	太田町川口字北川口152-1	6085	
72	太田町川口字北川口158	225	
73	太田町川口字北川口159-1	1572	
74	太田町川口字北川口159-2	141	
75	太田町川口字北川口414	2858	
76	太田町川口字北千本野232-1	970	
77	太田町川口字北千本野359	1347	
78	太田町川口字北千本野360	416	
79	太田町川口字北川口57	1710	
80	太田町川口字北川口59	2319	
81	太田町川口字北川口61	925	
82	太田町川口字北千本野113-1	2035	
83	太田町川口字北千本野114-1	2027	
84	太田町川口字北千本野115-1	2029	
85	太田町川口字北千本野181-1	1039	
86	太田町川口字北千本野186	2076	
87	太田町川口字千本野279-1	6,694	
88	太田町川口字田屋野591	1686	
89	太田町川口字田屋野592	625	
90	太田町川口字千本野317-1	3588	
91	太田町川口字千本野259	913	
92	太田町川口字千本野261	1020	
93	太田町川口字千本野263	1071	
94	太田町川口字千本野265	1067	
95	太田町川口字千本野267	1020	
96	太田町川口字千本野290-1	1264	
97	太田町川口字千本野291-1	1583	
98	太田町川口字北千本野187	2120	
99	太田町川口字北千本野252-1	2832	
100	太田町川口字北千本野326	2728	
101	太田町川口字北千本野342-1	2705	
102	太田町川口字北千本野344	1958	
103	太田町川口字北千本野345	1936	

104	太田町川口字北川口228	4023	
105	太田町川口字幅303	2263	
	101筆	158,895	

実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大仙市	横沢・中里地区 (堤田集落、泥窪集落、横沢東集落、堀ノ内前集落、平内清水集落、上中里集落、下中里集落)	平成25年9月10日	令和4年3月23日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積		275.4ha
②地区の中心となる経営体への集積率	141.4ha	51.3%
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計		115.3ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計		74.7ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計		40.6ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計		36.8ha
(備考)		

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

中心経営体の年齢が高く、担い手の育成や働き手の確保が急務な状況にある。新規就農による30代の若手農業者も数名いるが園芸作物に特化した農業経営を展開しており、農地集積の中心的役割を担う位置づけとはなっていない。そのため、今後予定している基盤整備事業で検討している法人化は必要不可欠であり、法人化のみに止まらず、法人間連携など働き手を確保する手段についての検討が必須である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

横沢地区では、令和3年度から基盤整備事業の面工事が順次開始されることとなっており、事業の進捗に合わせ農業生産法人が2法人設立される予定となっている。そのため、基盤整備事業の集積計画に即して、農業法人への集積を進めていく。

中里地区では新規就農による30代の若手農業者に今後の農地集積について意向確認していく。また、当面は現中心経営体と近隣地区の中心経営体で余力がある経営体に集積を進めていく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	非公表	大豆、枝豆	2.5 ha	大豆、枝豆	3.0 ha	横沢東集落
認農		水稻、大豆	2.0 ha	水稻、大豆	3.9 ha	横沢東集落
認農法		大豆	3.0 ha	大豆	3.5 ha	横沢東集落
認農		水稻	0.9 ha	水稻	1.5 ha	横沢東集落
		大豆、小麦	1.2 ha	大豆、小麦	1.5 ha	堤田集落
認農		水稻、大豆	7.9 ha	水稻、大豆	8.3 ha	堤田集落
認農		水稻、枝豆	5.2 ha	水稻、枝豆	5.4 ha	堤田集落
認農		水稻、大豆	12.9 ha	水稻、大豆	17.6 ha	泥窪集落
認農		水稻、飼料用米	3.2 ha	水稻、飼料用米	7.0 ha	横沢東集落
認農		水稻、そば	7.1 ha	水稻、そば	7.5 ha	堀ノ内集落
認農		水稻、枝豆	8.9 ha	水稻、枝豆	10.0 ha	平内清水集落
認農		牧草	8.8 ha	牧草	18.0 ha	上中里集落
認農		水稻、WCS	6.0 ha	水稻、WCS	7.5 ha	上中里集落
認農		水稻	6.2 ha	水稻	6.8 ha	上中里集落
		水稻	3.2 ha	水稻	3.2 ha	下中里集落
認農		水稻、花き	6.5 ha	水稻、花き	6.7 ha	下中里集落
		水稻	3.9 ha	水稻	4.0 ha	下中里集落
認農		水稻、枝豆	3.0 ha	水稻、枝豆	3.4 ha	下中里集落
認農		水稻、大豆	3.8 ha	水稻、大豆	4.1 ha	下中里集落
認農		水稻	2.6 ha	水稻	2.6 ha	下中里集落
認農		水稻	1.1 ha	水稻	1.5 ha	下中里集落
		水稻	3.4 ha	水稻	3.5 ha	下中里集落
		トマト	0.6 ha	トマト	0.8 ha	下中里集落
		菌床しいたけ	0.4 ha	菌床しいたけ	1.0 ha	堀ノ内集落
認農		水稻、大豆	5.1 ha	水稻、大豆	5.7 ha	横沢東集落
認農		水稻、大豆	9.8 ha	水稻、大豆	9.3 ha	堤田集落
認就		トマト	0.5 ha	トマト	0.6 ha	下中里集落
認農		トマト	0.4 ha	トマト	0.5 ha	下中里集落
		水稻、大豆	4.0 ha	水稻、大豆	4.3 ha	横沢東集落
認農法		大豆	3.0 ha	大豆	3.5 ha	横沢東集落
認農法		水稻、そば	1.4 ha	水稻、そば	1.7 ha	横沢東集落
認農法		小麦	1.7 ha	小麦	2.0 ha	横沢東集落
	水稻、野菜	1.9 ha	水稻、野菜	2.0 ha	横沢東集落	
認農	大豆	1.9 ha	大豆	3.0 ha	横沢東集落	
認農	そば	0.9 ha	そば	1.5 ha	横沢東集落	
認農	水稻	2.8 ha	水稻	5.8 ha	下中里集落	
認農	水稻	1.5 ha	水稻	3.0 ha	横沢東集落	
認農	水稻	2.2 ha	水稻	3.0 ha	堤田集落	
計	38人		141.4 ha		178.2 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

●農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、64筆、81,762㎡となっている。

●農地中間管理機構の活用方針

横沢地区は法人化が実現し農地集積を図る際には、中間管理機構を活用する。

また、個別経営体への農地集積を図る際にも、受け手が長期的視点で営農計画を立て経営基盤の安定化に繋がるよう、農地中間管理機構を活用した10年以上の契約により貸付けを進めていく。

●基盤整備への取組方針

基盤整備事業の区域外の農地について、今後は必要に応じて生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地耕作条件改善事業を活用しながら農業基盤の整備に取り組む。

●新規・特産化作物の導入方針

基盤整備を契機として枝豆の大規模生産に取り組む計画としている。

また、トマトに取り組んでいる新規就農者も多く、引き続き生産拡大を目指していく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	別紙参照			
	計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

別紙

(参考)農地の貸付等の意向(任意記載事項)

	地名地番	貸付区分(m ²)		
		貸付	作業委託	売渡
1	太田町横沢字久保関北419-1	250		
2	太田町横沢字久保関北419-2	98		
3	太田町横沢字久保関北419-3	11		
4	太田町横沢字久保関北419-4	665		
5	太田町横沢字久保関北419-5	395		
6	太田町横沢字久保関北420-3	9.95		
7	太田町横沢字久保関北421-2	1.85		
8	太田町横沢字久保関北423-1	525		
9	太田町横沢字久保関北423-2	597		
10	太田町横沢字久保関北423-3	584		
11	太田町横沢字久保関北424-1	631		
12	太田町横沢字久保関北424-2	689		
13	太田町横沢字久保関北425	699		
14	太田町横沢字久保関北436-2	803		
15	太田町横沢字久保関北438-1	632		
16	太田町横沢字久保関北438-2	627		
17	太田町横沢字久保関北456-3	1155		
18	太田町横沢字久保関北457-1	491		
19	太田町横沢字久保関北457-2	210		
20	太田町横沢字久保関北457-4	738		
21	太田町横沢字久保関北457-5	314		
22	太田町横沢字久保関北461	1377		
23	太田町横沢字久保関北462-1	453		
24	太田町横沢字久保関北462-2	424		
25	太田町横沢字久保関北463-1	862		
26	太田町横沢字久保関北463-2	409		
27	太田町横沢字久保関北463-3	1160		
28	太田町横沢字窪関南434	600		
29	太田町横沢字窪関南438	722		
30	太田町横沢字堤東28-2	6752		
31	太田町横沢字堤東29-1	1578		
32	太田町横沢字堤東31-1	3451		
33	太田町横沢字堤東61-1	5138		
34	太田町横沢字堤東62-1	10371		
35	太田町横沢字堤東62-3	21		
36	太田町横沢字堤東63-1	1733		
37	太田町横沢字堤東63-3	203		
38	太田町横沢字堤東72-1	2787		
39	太田町横沢字堤東70-1	6259		
40	太田町横沢字堤東76-1	3721		
41	太田町横沢字堤東85-1	779.48		
42	太田町横沢字堤東85-3	929		
43	太田町横沢字堤東86-1	1485		
44	太田町横沢字泥窪444-1	411		
45	太田町横沢字泥窪444-4	980		
46	太田町横沢字泥窪444-5	937		
47	太田町横沢字泥窪619-1	852		
48	太田町横沢字泥窪620	979		
49	太田町横沢字泥窪621	903		
50	太田町横沢字泥窪622	990		
51	太田町横沢字泥窪623	947		
52	太田町横沢字泥窪676-1	461		

別紙

(参考)農地の貸付等の意向(任意記載事項)

	地名地番	貸付区分(m ²)		
		貸付	作業委託	売渡
53	太田町横沢字堤東32-2	1535		
54	太田町横沢字堤東34-2	1011		
55	太田町横沢字平内清水194-1	1078		
56	太田町横沢字平内清水194-2	1050		
57	太田町横沢字平内清水299-1	1094		
58	太田町横沢字平内清水328	2138		
59	太田町中里字二十町169	156		
60	太田町中里字二十町238-1	676		
61	太田町中里字鏡田80-1	1002		
62	太田町中里字鏡田82-1	1017		
63	太田町中里字鏡田83-1	1032		
64	太田町中里字鏡田84-1	1173		

81762.28

実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大仙市	惣行・大台・金井伝・真木地区 (惣行集落、石神集落、長田湯伝集落、金井伝集落、真木集落)	平成25年12月11日	令和2年8月21日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積		192.6ha
②地区の中心となる経営体への集積率	101.1ha	52.5%
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計		61.4ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計		24.8ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計		36.6ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計		26.5ha
(備考)		

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

地区内農地を耕作している70歳以上割合は、現状3割程度であるが10年後には7割まで上昇する見込みとなっている。このような中で、アンケート結果によれば規模拡大を希望している農家は1名、離農を希望している農家は9名おり、担い手の育成や確保について早急に手を打たなければならない状況にある。現在は基盤整備事業の採択に向け事業推進しているところであるため、将来の地域農業のあり方について検討を重ね地区営農構想を策定し、その実現に向け早急に取り組んでいく必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

将来を見据えた営農構想を策定し、その中で定めた法人や個人担い手に計画的に農地集積を図っていく。

現状は廃止や規模縮小意向農家の農地が荒廃農地となることがないように、現中心経営体の意向を踏まえながら計画的に農地の流動化を図っていく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状			今後の農地の引受けの意向			
		経営作目	経営面積		経営作目	経営面積		農業を営む範囲
認農	非公表	水稻	1.6	ha	水稻	2.3	ha	惣行集落
認農法		大豆	0.8	ha	大豆	2.0	ha	惣行集落
認農		水稻、牧草	10.1	ha	水稻、牧草	12.4	ha	惣行集落
認農		水稻、小麦	7.8	ha	水稻、小麦	9.2	ha	石神集落
認農		水稻	7.1	ha	水稻	8.3	ha	石神集落
認農		水稻、大豆	8.2	ha	水稻、大豆	11.5	ha	長田湯伝集落
		水稻、そば	6.1	ha	水稻、そば	8.0	ha	金井伝集落
		水稻、そば	4.5	ha	水稻、そば	4.9	ha	金井伝集落
認農		水稻	0.5	ha	水稻	0.7	ha	惣行集落
認農		水稻	1.5	ha	水稻	2.0	ha	金井伝集落
認農		水稻	1.2	ha	水稻	1.2	ha	石神集落
		水稻、そば	5.3	ha	水稻、そば	5.2	ha	金井伝集落
認農		水稻、大豆	1.1	ha	水稻、大豆	8.0	ha	惣行集落
認農		水稻、牧草	9.3	ha	水稻、牧草	10.0	ha	惣行集落
認農		水稻、牧草	3.8	ha	水稻、牧草	4.4	ha	金井伝集落
認農法		水稻	0.2	ha	水稻	1.0	ha	長田湯伝集落
認農法		水稻、そば	8.4	ha	水稻、そば	10.0	ha	長田湯伝集落
認就		ブルーベリー	0.4	ha	ブルーベリー	1.4	ha	惣行集落
認農		水稻	4.6	ha	水稻	5.0	ha	金井伝集落
認農		そば	0.7	ha	そば	0.7	ha	金井伝集落
認農		水稻、枝豆	2.8	ha	水稻、枝豆	2.4	ha	金井伝集落
認農		水稻、枝豆	2.5	ha	水稻、枝豆	2.5	ha	金井伝集落
認農		水稻、牧草	7.9	ha	水稻、牧草	9.0	ha	惣行集落
認農		水稻、大豆	4.7	ha	水稻、大豆	5.5	ha	石神集落
計	24人		101.1	ha		127.6	ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>●農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、36筆、27,783㎡となっている。</p>
<p>●農地中間管理機構の活用方針 農地集積を図る際には、原則として中間管理機構を活用する。 受け手となる法人等が長期的視点で営農計画を立て経営基盤の安定化に繋がるよう、10年以上の契約により貸付けを進めていく。</p>
<p>●基盤整備への取組方針 農地中間管理機構関連基盤整備事業大台地区として、令和7年の事業採択を目指し事業推進中である。</p>
<p>●新規・特産化作物の導入方針 畜産業を営んでいる農家もあり、農業と連携しながら更なる発展を目指していく。 リンドウやブルーベリーに取り組んでいる農家も多く、引き続き規模拡大を目指していく。 基盤整備の実現により汎用性の高い農地が完成した場合には、枝豆、だいこん、ニンニクといった収益性の高い園芸作物の導入を検討している。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
	貸付け	作業委託	売渡
1 別紙参照			
計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

別紙

(参考)農地の貸付等の意向(任意記載事項)

	地名地番	貸付区分(m ²)		
		貸付	作業委託	売渡
1	太田字惣行田尻133	561		
2	太田字惣行田尻134	322		
3	太田字惣行田尻135	100		
4	太田字石神直塚 123	400		
5	太田字石神直塚 59-1	1,500		
6	太田字惣行館野 24-2	800		
7	太田字惣行館野 24-3	600		
8	太田字惣行館野 24-2	800		
9	太田字惣行館野 24-3	600		
10	太田字惣行館野 24-2	800		
11	太田字長田佐渡 286	300		
12	太田字長田佐渡 287	400		
13	太田字長田佐渡 259	500		
14	太田字長田佐渡 288	100		
15	太田字石神荒屋敷 259.263	2,400		
16	太田字長田佐渡 334	1,000		
17	太田字長田佐渡 332.333	1,100		
18	太田字長田佐渡 290-1	500		
19	太田字石神長信田 206	300		
20	太田字石神長信田 207	600		
21	太田字石神長信田 208	800		
22	太田字長田 49	400		
23	太田字長田 50	1,000		
24	太田字長田 51	1,000		
25	太田字長田 52	1,000		
26	太田字長田 53	900		
27	太田字長田 54	900		
28	太田字長田 55	800		
29	太田字長田 65	300		
30	太田字長田 66	1,000		
31	太田字長田 67	1,000		
32	太田字長田 68	1,000		
33	太田字長田 69	1,000		
34	太田字長田 70	1,000		
35	太田字長田 71-1	900		
36	太田字長田湯伝 250-252	1,100		

27,783

実質化された人・農地プラン

〔注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大仙市	小神成太田地区 (築地古館集落、田の尻(一部)集落、新田(一部)集落、新興(一部)集落)	平成30年11月22日	令和2年8月21日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積		98.7ha
②地区の中心となる経営体への集積率	79.5ha	80.5%
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計		11.2ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計		1.0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計		10.2ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計		11.0ha
(備考)		

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

法人化が進んでおり、中心経営体の半数が農業生産法人である。中心経営体への集積率も約80%と高く、今後は更なる集積率の向上も見込めるが、法人構成員の平均年齢は高い状況にあることから、法人間連携について検討し、働き手の確保や生産効率の高い農業を実現できる連携形態を構築していく必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

法人への更なる集積に向け、地区内での検討を進める。

法人の作業効率を向上させるため、法人の面的集積率の向上を目指す。そのために、受け手となる法人の交代等も含めた様々な手段を検討していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向			
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲	
認農法	非公表	水稻	4.8 ha	水稻	5.5 ha	田の尻(一部)集落	
認農法		水稻	1.1 ha	水稻	1.5 ha	新興(一部)集落	
認農法		水稻	18.1 ha	水稻	19.0 ha	新田(一部)集落	
認農法		水稻、大豆	24.2 ha	水稻、大豆	27.0 ha	新田(一部)集落	
認農法		水稻、大豆	14.9 ha	水稻、大豆	17.0 ha	新田(一部)集落	
認農法		水稻	4.4 ha	水稻	6.0 ha	田の尻(一部)集落	
認農法		大豆、枝豆	3.7 ha	大豆、枝豆	4.0 ha	築地古館集落	
認農		水稻	1.0 ha	水稻	1.5 ha	田の尻(一部)集落	
認農		水稻	2.2 ha	水稻	3.0 ha	新興(一部)集落	
認農		水稻	1.3 ha	水稻	1.5 ha	新田(一部)集落	
認農		水稻	0.9 ha	水稻	1.5 ha	新興(一部)集落	
		水稻	2.4 ha	水稻	2.5 ha	新興(一部)集落	
認農		ツルムラサキ	0.5 ha	ツルムラサキ	0.5 ha	新田(一部)集落	
計		13人		79.5 ha		90.5 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

●農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、16筆、40,215㎡となっている。

●農地中間管理機構の活用方針

農地集積を図る際には、原則として中間管理機構を活用する。
受け手となる法人が長期的視点で営農計画を立て経営基盤の安定化に繋がるよう、10年以上の契約により貸付けを進めていく。

●基盤整備への取組方針

基盤整備事業の実施により地区内農地は整備済みであるため、現時点での取り組み方針は設けない。

●新規・特産化作物の導入方針

農業生産法人を中心に大豆の大規模団地化に取り組んでいる。
今後は、基盤整備により得た汎用性の高いほ場を生かして、枝豆やその他収益性の高い作物についての導入を検討していく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	別紙参照			
	計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

別紙

(参考)農地の貸付等の意向(任意記載事項)

	地名地番	貸付区分(m ²)		
		貸付	作業委託	売渡
1	小神成太田 246	3778		
2	小神成太田 247-1	5261		
3	小神成太田 267-1-6	400		
4	小神成太田 269	1781		
5	小神成太田 120	3814		
6	小神成太田 120-1	406		
7	小神成太田 135-11	4240		
8	小神成太田 135-12	3183		
9	小神成太田 123-2	2169		
10	小神成太田 124	3150		
11	小神成太田 125	1349		
12	小神成太田 135-2	35		
13	小神成太田 73	3845		
14	小神成太田 74	2738		
15	小神成太田 123-1	1324		
16	小神成太田 123-1-1	2742		

40215

実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大仙市	齊内第2地区(北開集落、小曾野集落、新興(一部)集落、国見(一部)集落)	令和2年8月21日	令和4年3月23日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積		281.4ha
②地区の中心となる経営体への集積率	252.1ha	89.6%
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計		38.6ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計		16.3ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計		22.3ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計		28.5ha
(備考)		

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

本地区は農地集積加速化基盤整備事業齊内地区の受益範囲を外枠とした地区であるが、基盤整備事業で設定した担い手への集積目標に対し、まだ集積面積が足りない状況にある。そのため、今後、話し合いを加速させ、担い手への集積を進めていく必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

基盤整備事業の集積計画と連動して中心経営体への集約化を進めていく必要がある。そのため、事業で定めた担い手への集積を優先した話し合いにより、集約化を図っていく。

小曾野集落では新規に集落型の農事組合法人を新設したが、その集積率は低い状況。そのため、法人への集積を第一優先として集積を進める。

国見(一部)集落で2法人設立することで話し合いが進められている。この法人化を実現し、集積率の向上を図っていく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	非公表	水稻	2.6 ha	水稻	3.1 ha	小曾野集落
認農		水稻	5.2 ha	水稻	5.5 ha	小曾野集落
認農		水稻	9.8 ha	水稻	12.0 ha	小曾野集落
認農		水稻	11.4 ha	水稻	13.0 ha	小曾野集落
認農		花き水稻	12.1 ha	花き水稻	13.0 ha	小曾野集落
認農法		水稻	0.0 ha	水稻	0.3 ha	小曾野集落
認農		水稻、そば	0.2 ha	水稻、そば	4.7 ha	小曾野集落
認農		水稻	5.0 ha	水稻	5.0 ha	小曾野集落
認農		水稻	4.2 ha	水稻	5.0 ha	北開集落
認農		水稻	1.0 ha	水稻	1.5 ha	新興(一部)集落
		水稻	2.9 ha	水稻	3.0 ha	新興(一部)集落
認農		水稻	0.7 ha	水稻	1.0 ha	新興(一部)集落
認農		水稻	4.7 ha	水稻	5.0 ha	新興(一部)集落
認農		水稻	0.2 ha	水稻	1.0 ha	新興(一部)集落
認農		水稻	1.6 ha	水稻	2.0 ha	北開集落
認農		水稻、飼料用米	2.5 ha	水稻、飼料用米	2.5 ha	国見(一部)集落
認農法		水稻、大豆	8.1 ha	水稻、大豆	10.0 ha	国見(一部)集落
認農法		水稻、飼料用米	27.5 ha	水稻、飼料用米	30.0 ha	新興(一部)集落
認農法		水稻、大豆	54.6 ha	水稻、大豆	55.0 ha	北開集落
認農法		水稻	67.8 ha	水稻、枝豆	70.0 ha	北開集落
認農法		水稻	6.2 ha	水稻	8.0 ha	国見(一部)集落
法		水稻	5.8 ha	水稻、大豆	7.0 ha	国見(一部)集落
認農法		水稻、大豆	4.8 ha	水稻、大豆	7.0 ha	国見(一部)集落
認農法		水稻、大豆	4.1 ha	水稻、大豆	6.0 ha	国見(一部)集落
認農法			9.1 ha	水稻、大豆	10.0 ha	国見(一部)集落
計	25人		252.1 ha		280.6 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>●農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、73筆、96,099.8㎡となっている。</p>
<p>●農地中間管理機構の活用方針 令和2年度末時点で地区面積の5割以上を農地中間管理機構に貸付している状況であり、今後の集積を進めていくうえでも機構を活用していくこととしている。</p>
<p>●基盤整備への取組方針 平成27年度に事業採択となり、令和2年度で工事が終了している状況。今後は令和4年の事業完了に向け、生産効率の向上や農地集積・集約化の向上を目指し、換地委員会を中心としてソフト面の話し合いを進めていく。</p>
<p>●新規・特産化作物の導入方針 市が推奨している大豆の団地化に取り組み、また、小曾野集落を中心に収益性の高い葉タバコや枝豆、リンドウなどの園芸作物の生産に取り組んでおり、今後は徐々に面積拡大を図っていく。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
	貸付け	作業委託	売渡
1 別紙参照			
計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

別紙

(参考)農地の貸付等の意向(任意記載事項)

	地名地番	貸付区分(m ²)		
		貸付	作業委託	売渡
1	太田町齊内字豊後町30-1	7882		
2	太田町齊内字豊後町200-1	139		
3	太田町齊内字豊後町200-3	13		
4	太田町齊内字下齊内224	470		
5	太田町齊内字天神堂156-1	2570		
6	太田町齊内字鶴ヶ窪85-1	1068		
7	太田町齊内字大久保229	1041		
8	太田町齊内字大久保231	991		
9	太田町齊内字下堤131-1	1072		
10	太田町齊内字下堤131-3	1165		
11	太田町齊内字下堤137-1	1061		
12	太田町齊内字下堤137-2	1039		
13	太田町齊内字下堤137-3	1040		
14	太田町齊内字下堤137-4	1029		
15	太田町齊内字下堤138-1	1050		
16	太田町齊内字下堤138-2	1038		
17	太田町齊内字下堤138-3	1037		
18	太田町齊内字下堤141	811		
19	太田町齊内字豊後町2	456		
20	太田町齊内字豊後町24	535		
21	太田町齊内字胡桃台239-1	3374		
22	太田町齊内字胡桃台241-1	439		
23	太田町齊内字胡桃台244	1368		
31	太田町齊内字庚塚155-1	1349		
32	太田町齊内字庚塚155-3	12736		
33	太田町齊内字庚塚155-2	4030		
34	太田町齊内字庚塚161	3634		
35	太田町齊内字庚塚163-1	2382		
36	太田町齊内字下齊内164	272		
37	太田町齊内字下齊内166	1077		
38	太田町齊内字下齊内167	1040		
39	太田町齊内字下齊内168	1050		
40	太田町齊内字下齊内169	1036		
41	太田町齊内字下齊内171	656		
42	太田町齊内字下齊内210	866		
43	太田町齊内字下齊内211	855		
44	太田町齊内字下齊内212	863		
45	太田町齊内字下齊内213	739		
46	太田町齊内字天神堂43-2	81		
47	太田町齊内字天神堂43-8	873		
48	太田町齊内字川原61-1	2390		
49	太田町齊内字川原61-14	491		
50	太田町齊内字川原61-17	3139		
51	太田町齊内字諏訪田192-1	1631		
52	太田町齊内字諏訪田193	1044		
53	太田町齊内字諏訪田194	1057		
54	太田町齊内字諏訪田195	1038		
55	太田町齊内字荒屋敷33-2	808		
56	太田町齊内字荒屋敷36-1	179		
57	太田町齊内字荒屋敷36-3	324		
58	太田町齊内字荒屋敷38-1	76		
59	太田町齊内字荒屋敷38-2	4.8		

60	太田町齊内字荒屋敷39-1	271		
61	太田町齊内字荒屋敷39-2	210		
62	太田町齊内字荒屋敷40-4	81		
63	太田町齊内字荒屋敷109	1161		
64	太田町齊内字荒屋敷111	1819		
65	太田町齊内字荒屋敷113	877		
66	太田町齊内字荒屋敷114	575		
67	太田町齊内字鶴ヶ窪79	1030		
68	太田町齊内字狐塚119-1	1009		
69	太田町齊内字狐塚119-2	1019		
70	太田町齊内字狐塚119-3	1535		
71	太田町齊内字狐塚119-4	993		
72	太田町齊内字狐塚119-5	1048		
73	太田町齊内字狐塚119-6	1052		
74	太田町齊内字狐塚119-7	1004		
75	太田町齊内字狐塚119-8	1036		
76	太田町齊内字狐塚119-9	1013		
77	太田町齊内字狐塚119-10	1547		
78	太田町齊内字狐塚119-11	1419		
79	太田町齊内字狐塚127-1	992		
	73筆		96099.8	

実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大仙市	新興大町地区(新興集落、大町集落、新田(一部)集落)	令和3年2月5日	令和4年3月23日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積		106.6ha
②地区の中心となる経営体への集積率	77.2ha	72.4%
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計		12.2ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計		3.2ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計		9.0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計		10.9ha
(備考)		

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

地区内約8割以上の農地が、令和4年事業採択予定県営基盤整備事業新興地区の受益地内である状況において、未整備農地の保安全管理及び担い手確保が課題となる。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

基盤整備事業の受益内農地については、事業の集積計画と連動して中心経営体への集積を進めていく。

基盤整備事業の受益外農地についても中心経営体に集積が図られるよう、基盤整備事業内での集積検討の際に話し合いを進めていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	非公表	水稻	2.5 ha	水稻	3.0 ha	新興集落
		水稻、ホウレンソウ	2.3 ha	水稻、ホウレンソウ	2.4 ha	新興集落
認農		リンドウ	0.0 ha	リンドウ	1.1 ha	新興集落
認農法		水稻、飼料用米等	40.2 ha	水稻、飼料用米等	42.0 ha	新興集落
認農		水稻	2.1 ha	水稻	3.5 ha	新興集落
認農		水稻	0.9 ha	水稻	0.4 ha	新興集落
認農		水稻	1.2 ha	水稻	2.2 ha	新興集落
認農法		水稻、大豆	12.8 ha	水稻、大豆	14.0 ha	新興集落
		小麦、大豆	1.4 ha	小麦、大豆	1.5 ha	新田(一部)集落
認農法		小麦、大豆	1.8 ha	小麦、大豆	2.0 ha	新田(一部)集落
認農法		枝豆	0.2 ha	枝豆	1.0 ha	新田(一部)集落
認農法		水稻	0.3 ha	水稻	0.5 ha	新田(一部)集落
		トマト	0.3 ha	トマト	0.5 ha	新興集落
認農		水稻	2.2 ha	水稻	3.0 ha	大町集落
認農		水稻、そば	1.0 ha	水稻、そば	2.0 ha	大町集落
認農法		水稻、大豆	0.6 ha	水稻、大豆	1.0 ha	新興集落
認農法			7.4 ha		8.0 ha	大町集落
計	17人		77.2 ha		88.1 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

●農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、20筆、28,832㎡となっている。

●農地中間管理機構の活用方針

地区内約8割以上の農地が令和4年事業採択予定県営基盤整備事業新興地区の受益地内であるが、当該事業は農地中間管理機構関連ほ場整備事業であるため、事業採択前に全農地を中間管理機構に貸し付けることが要件とされている。そのため、令和3年9月末までには地区内の受益農地は全て貸し付けられることとなる。

●基盤整備への取組方針

基盤整備事業新興地区外の農地については、必要に応じて耕作条件改善事業を活用することで農業基盤を整備し、農業の生産効率の向上や農地集積・集約化に繋げていく。

●新規・特産化作物の導入方針

新興集落では、既設法人が高収益作物の作付に取り組み、それらを乾燥野菜として加工、販売する6次産業にも取り組んでいる。今後は基盤整備を契機として、規模の拡大を目指していく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	別紙参照			
	計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

別紙

(参考)農地の貸付等の意向(任意記載事項)

	地名地番	貸付区分(m ²)		
		貸付	作業委託	売渡
1	太田町齊内字南茨島77-1	5175		
2	太田町齊内字南茨島77-2	1525		
3	太田町齊内字南茨島77-3	1007		
4	太田町齊内字南茨島77-4	999		
5	太田町齊内字南茨島77-5	1020		
6	太田町齊内字南茨島77-6	1521		
7	太田町齊内字南茨島77-7	1539		
8	太田町齊内字南茨島77-8	1526		
9	太田町齊内字南茨島77-9	0		
10	太田町齊内字南茨島77-10	0		
11	太田町齊内字南茨島77-11	0		
12	太田町齊内字南茨島78-3	0		
13	太田町齊内字南茨島111	2044		
14	太田町齊内字熊堂尻126-1	1627		
15	太田町齊内字熊堂尻132-1	531		
16	太田町齊内字熊堂尻123-1	4508		
17	太田町齊内字熊堂尻155	1014		
18	太田字新田下野 134	500		
19	太田字新田下野 131ウチ	300		
20	太田字新田下野 140	1,300		
21	太田町齊内字新関下245	1114		
22	太田町齊内字新関下248	787		
23	太田町齊内字新関下251-1	795		
	20筆	28832		